

沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策支援金（認可外保育施設）

Q & A

<保育の実態を示す書類関係>

Q 1 申請要項P 3の3申請書類(2) ①で定められた「日誌」とはどのようなものですか。

A 各認可外保育施設が行っている日々の保育の様子、乳幼児の出欠状況や検温結果、乳幼児ごとの様子を記したものを提出して下さい。

Q 2 日誌は原本を提出する必要がありますか？

A 写しを提出して下さい。

Q 3 申請要項P 3の3申請書類(2) ①で定められた「4月23日(木)から5月6日(水)の期間のうち一週間分の日誌」は、必ず7日分の日誌を提出する必要がありますか。

A 4月23日(木)から5月6日(水)の期間のうち、保育の実態がある6営業日分の日誌を提出して下さい。保育の実態のある日数が6営業日分に満たない場合は、4月22日(水)以前の保育の実態がある日に遡り、不足分の日誌を提出して下さい。

(例)

○4月23日(木)～4月29日(水)の期間中、保育の実態があった日が4月の23日、24日、25日、27日で、残りは登園自粛等により保育を行っていない。

なお、4月22日(水)以前は登園自粛による休園はなく、通常どおり保育を行った。

→提出する日誌：4月23日、24日、25日、27日の日誌に加え、4月22日、21日の計6営業日分の日誌を提出する。

Q 4 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、4月2日から休園しています。また、実態として、休園前に保育を行ったのが3月21日(土)までです。この場合、いつ時点の日誌を提出すればよいでしょうか。

A 3月21日(土)以前の一週間のうち保育を行った日の6営業日分の日誌を提出して下さい。

Q 5 今年4月1日に開園するとして、今年3月30日に県に設置届を提出し、保護者とは入所契約書も既に締結しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う登園自粛により、4月23日（木）から5月6日（水）の間、保育の実態がありません。この場合、支援金給付の対象とならないのでしょうか。

A 今後、継続して施設を運営し、保育を行う場合、支援金給付の対象となり得ます。

令和2年5月7日（木）以降に登園が開始され、保育の実態がある6営業日分の日誌を添付し、申請受付期限（令和2年6月30日消印有効）までに、申請書等一式を提出して下さい。

Q 6 複数の認可外保育施設を設置している代表者だが、口座管理は各園長に任せており、口座名義も各園長である。このような場合でも、代表者の口座で申請しなければならないでしょうか。

A 代表者による委任状を提出して頂くことで、口座を指定することができます。ただし、この場合でも、代表者本人確認書類の写しを提出して頂く必要があります。